

館林市小規模契約希望者登録申請の手引き

この登録制度は、競争入札参加資格申請（電子申請）による登録を行っていない方で、館林市が発注する小規模な工事、委託業務、物品の購入、印刷等の契約を希望する方を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることによって、地元業者の受注機会を拡大しようとするものです。

■一般的な事項

1 登録資格等

◇ 登録できる方

館林市内に事業所等を有する方

- ・個人、法人を問いません。
- ・経営規模、従業員数を問いません。

◇ 登録できない方

- ① 館林市内に事業所等を有しない方
- ② 館林市の入札参加資格審査申請（電子申請）により登録されている方
- ③ 成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない方
- ④ 希望業種を履行するために必要な資格・許可・免許等を有しない方
- ⑤ 市税を滞納し、又は徴収猶予を受けている方

2 申請場所

館林市役所 4 階 総務部契約検査課

3 申請期間

令和 8 年 1 月 19 日（月）から同年 2 月 6 日（金）まで（土曜、日曜を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

4 有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

その後は有効期間の延長はありませんので、引き続き登録を希望する方は改めて申請により登録を受付けます。

5 契約内容

予定価格が 1 件 100 万円（消費税含む。）以下であること。

6 登録者の扱い

館林市小規模契約希望者登録申請書（別記様式第 1 号）及び必要書類を提出して審査に合格した方は、館林市が発注する小規模な契約の際に業者選定の対象となり得ます。ただし、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。

なお、登録申請時の書類審査に合格し、申請を受理された方は登録業者となりますので、改めて通知等は行いません。

7 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者氏名等重要な変更があったときは、速やかに館林市小規模契約希望者登録申請変更・廃止届（別記様式第2号）を提出してください。

8 登録の取消

登録後に以下のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- ① 1登録資格等記載の「登録できない方」のいずれかに該当となったとき。
- ② 倒産したとき。
- ③ 申請内容に虚偽があったとき。
- ④ 契約の履行に関し、不正又は著しく不誠実な行為があったとき。

■提出書類（提出部数は全て1部）

名 称	備 考	発行場所	法人	個人
館林市小規模契約希望者登録申請書	館林市小規模契約希望者登録要綱	—	○	○
誓約書	館林市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱	—	○	○
資格、許可証等の写し	法的な許可・免許・登録を要する場合	—	○	○
市税納税証明書	最新のものの原本又は写し 市県民税（特徴分）、固定資産税、軽自動車税、法人市民税	館林市 税務課	○	—
	最新のものの原本又は写し 市県民税（または非課税証明書）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税		—	○
現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書	3か月以内の証明のものの原本又は写し。	法務局	○	—
身分証明書	3か月以内の証明のものの原本又は写し。 戸籍に記載された人物が次の通知（禁治産者、準禁治産者、後見登記、破産宣告）を受けていないという内容を証明したもの。	本籍地のある市区町村 (館林市の場合は市民課)	—	○

※ 証明書発行時にこの表を提示してください。

■申請書の書き方

1 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは、自宅を事業所として記入してください。

2 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入不要です。

3 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿謄本に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主は、商号がある場合は「代表」を記入してください。

4 印鑑

申請書・誓約書への押印は廃止しました。ただし、押印のある場合でも従来どおり受け付けます。

5 電話番号、FAX番号及びメールアドレス

電話番号は必ず記入してください。FAX番号やメールアドレスがある場合もご記入ください。

6 希望業種

原則、別表の小分類の中から選択し、大分類ごとにまとめて希望業種欄にご記入ください（下記希望業種記入例参照）。別表に希望する業種がない場合は、自由に記入してください。

なお、法的な許可・免許・登録を要する場合はその名称を記入し、許可証等の写しを添付してください。

【希望業種記入例】

番号	希望業種	許可・免許等が必要な業種は その種類・名称等	技術者数
1	大分類：纖維製品 小分類：制服		
2	大分類：その他の物品 小分類：靴		
3	大分類：運動用品 小分類：運動用具、武道用品		

■契約に関する事項

1 発注の方法

館林市が小規模な工事、修繕、業務委託、建設資材・物品の購入等の契約を発注するときは、原則として、複数の業者の中から見積りを徴取し、最も低い価格を提示した業者と契約します。

ただし、調達予定価格が少額のものについては、特命による随意契約となる場合があります。（少額：5万円を超えないもの）

市から見積りを依頼されても辞退することが可能です。辞退する場合は必ず連絡をお願いします。また、必要に応じて辞退届を提出してもらうことがあります。

2 契約の方法

契約業者となった場合は、発注課等の指示に従い、原則として書面（契約書）により契約します。

ただし、20万円を超えない契約で発注課等の担当者から契約書を省略する旨の指示があったときは、請書に省略できます。

なお、この制度による契約に係る契約保証金は免除します。

3 契約の履行

契約の履行は、館林市財務規則その他関係法令に基づき誠実に履行しなければなりません。また、請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

4 請負代金の支払い

支払いは、履行完了検査合格後の請求に基づき、原則として口座振替の方法によります。

支払期限は、適法な支払請求書を受理した日から、工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内となります。

5 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為が認められた場合は、契約解除を含め登録の取消を行う場合があります。

■提出及び問合せ先

申請書及び添付書類を契約検査課に提出してください。（郵送不可）

館林市役所 総務部契約検査課契約検査係

電話 0276-47-5119（直通）

別表

区分	大分類	小分類
工事	建築関係修繕工事	建具・網戸の修繕、大工・左官等の簡易な修繕
	土木関係修繕工事	簡易な土木工事、防護さく等の修繕
	設備関係修繕工事	電気・照明設備、機械器具設備等の簡易な修繕
	その他修繕工事	上記に当てはまらない工事 具体的に記入
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、 封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空 写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器、事務用家具、和洋紙、印章、O A機器、 その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、 その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X 線フィルム、光学機器、介護用機器、A E D、その他の理化 学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス 類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用 品
	車両類	自動車、軽自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部 品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、警 察用自動車、その他緊急自動車、その他特種用途自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、

	その他の燃料類
厨房機器	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
食料品	食料品、お茶、学校給食用食材
運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品
音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
百貨店	ギフト製品・百貨
繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・盾、記念品、時計、貴金属、旗
荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品、洗面・衛生用品
看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
工事用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、碎石・砂利、仮設資材、電線、その他の工事用材料
コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、備蓄食料、その他の警察・消防用品

	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、水道メーター、その他の水道用品
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力（販売）
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木せん定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈殿槽・分離層清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内、コールセンター・電話交換
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、くん蒸、松くい虫、その他の消毒・害虫駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、その他の機械設備、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッタ一設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理
	運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務
	情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究（シンクタンク）、測量、アンケート調査、漏水調査、文化財調査、財務分析、その他の検査・分析・調査

	イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他のイベント・企画・デザイン・制作
	研修・講習	研修・講習
	事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封かん業務、その他の事務処理
	人材派遣	労働者派遣
	リース・レンタル	事務用機器（リース）、電算システム（リース）、産業・建設機器（リース）、動植物（リース）、情報機器（リース）、イベント用品（リース）、自動車（リース）、医療機器（リース）、ボイラー機器（リース）、その他（リース）、事務用機器（レンタル）、電算システム（レンタル）、産業・建設機器（レンタル）、動植物（レンタル）、情報機器（レンタル）、イベント用品（レンタル）、自動車（レンタル）、医療機器（レンタル）、ボイラー機器（レンタル）、その他（レンタル）
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉
	車両整備	自動車整備、機械整備
	その他	ピアノの調律、畠関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、通訳、その他の業務
	再生資源化	再生資源化
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自転車、電気・電子機器、自動車、その他の資源回収
	電力	電力（購入）